

太平洋島嶼国の安全保障と日本の役割

山田 吉彦

(国家基本問題研究所理事
東海大学海洋学部教授)

1. はじめに

太平洋島嶼国は、国土面積、人口ともに小規模な国が多い。しかし、島嶼国の管轄海域は広大である。太平洋島嶼国十四カ国が持つ領海及び排他的経済水域の合計面積は、約一九〇六万km²（日本は約四四七万km²）と広大である。この広大な海洋には海底資源、漁業資源が存在し、潜在的な経済権益を持っている。この各資源を有効利用するために、調査、探掘、採集等において、先進国等による協力が不可欠である。

近年、中国は太平洋島嶼国に対し積極的なアプローチを

行っている。特に二〇二二年四月、ソロモン諸島と海洋安全保障条約を結び、中国人民解放軍の駐留可能な拠点を確保することに成功した。また、中国はソロモン諸島の警察に治安管理訓練を施し、同年十月、ソロモン諸島の警官三十二人が中国に訓練等のため、一か月派遣されている。中国に対抗するように、米国は連邦捜査局（FBI）の法執行官を指導のためソロモン諸島に派遣することを表明した。中国と米国の狭間に立つことになったソロモン諸島のソガバレ首相は、安全保障面のパートナーはオーストラリアであると表明し、中国の軍事拠点が置かれることは否定している。中国の太平洋島嶼国への進出は、南シナ海戦略の延長であり、また、台湾侵攻とも深い関わりを持つ。

二〇一六年、安倍晋三内閣総理大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」を日本政府の外交方針に位置付け、インド洋と太平洋を一体化し、アフリカとアジアをつなぐことで、国際社会の平和と繁栄を築くことを目指した。そして、日本政府は、米国、豪州、インドとともに、日米豪印戦略対話（Quad）を行い外交の柱とし、アジアのみならず国際社会の安定を目指している。この構想の重要な位置に太平洋島嶼国がある。日本は、南シナ海のように、中国がこの海域に進攻することにより、秩序が乱れ、平和が脅かされることを避けるために、太平洋島嶼国への支援を重視する必要がある。この海域は、日本の重要なシーレーンでもあるからだ。

2. 太平洋島嶼国の海洋安全保障

2-1. 太平洋諸島フォーラム

南太平洋の独立国及び自治政府が参加した地域経済協力の枠組みとして、太平洋諸島フォーラム（PIF・太平洋諸国会議）がある。この枠組みは、一九七一年に域外諸国、特に旧宗主国など先進国や大国に対し、共同行動をとるこ

とにより政治的、経済的に独立した意思決定を目指し、南太平洋フォーラムとして設立された。設立当初は、諸国の独立、核実験の非難行動、海洋環境、漁業問題が主要な共通課題として取り上げられ、域外国とされる米国、英国、フランス、日本との協議が重要視されていた。その後、加盟国内でのクーデター、部族対立などが発生し、域内における安全保障協力が重視され、域内の大国であるオーストラリアとニュージーランドを中心とした連携が重要視されるようになり、二〇〇〇年に太平洋諸島フォーラムと改称された。本部をフィジーのスパに置いている。二〇二一年時点では、十六か国と二地域が加盟している。

太平洋諸島フォーラム参加国及び地域（二〇二一年現在）ⁱⁱは、次の通りである。

オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン諸島、バヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、ツバル、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオ、クック諸島、ニウエ、仏領ポリネシア、ニューカレドニア

（一般的に太平洋島嶼国と呼ばれる国は、パプアニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン諸島、バヌアツ、トン

太平洋の島国と沖縄の位置関係



外務省資料

ガ、ナウル、キリバス、ツバル、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオ、クック諸島、ニウエの十四カ国である。仏領ポリネシアとニューカレドニアは、独立国となっていないため非参加)

PIFは、共同して援助要請等に関し域外国と対話を進めている。二〇二一年までに、対話を行った域外国（地域）は、日本、米国、英国、フランス、カナダ、中国、韓国、マレーシア、EU、フィリピン、インドネシア、インド、タイ、イタリア、キューバ、スペイン、トルコ、ドイツである。この内、中国は、一九九〇年に対話を開始し、極めて積極的にPIF加盟国に接近している。特にPIF加盟国の中に台湾（中華民国）との国交を持つ国が多いこともあり、中国はPIFの枠組みを超え、直接各国との関係を強化していった。二〇〇六年には、当時、外交関係にあった島嶼国との間で、「中国・太平洋諸国経済発展協力フォーラム」を開催し、投資、インフラ整備協力、企業進出などを進める姿勢を見せた。

2-2. 中国の「一带一路」構想と島嶼国への接近

中国は、二〇一三年に「一带一路」構想を打ち出してか

表1. 太平洋島嶼国の概要

国名	独立年	国土面積 (km ²)	人口 (万人)	旧宗主国
パラオ共和国	1994	488	1.8	米国
ミクロネシア連邦	1986	700	11.5	米国
マーシャル諸島共和国	1986	180	5.9	米国
ナウル共和国	1968	21	1.1	豪州
キリバス共和国	1979	730	11.9	英国
パプアニューギニア独立国	1975	460,000	894.7	豪州
ソロモン諸島	1978	28,900	68.7	英国
バヌアツ共和国	1980	12,190	30.7	英仏共同統治
フィジー共和国	1970	18,270	89.6	英国
ツバル	1978	26	1.2	英国
トンガ王国	1970	720	10.6	英保護領
サモア独立国	1962	2,830	198.4	ニュージーランド
ニウエ	1974	259	0.19	ニュージーランド
クック諸島	1965	237	1.79	ニュージーランド

2020年外務省HPより作成

ら、太平洋島嶼国への接近を加速している。二〇一四年十一月、習近平国家主席は、フィジーを訪問し、フィジーを始めとした外交関係のある八カ国の太平洋島嶼国（フィジー、パプアニューギニア、バヌアツ、ミクロネシア連邦、サモア、トンガ、クック諸島、ニウエ）の首脳らと会談し、「二帯一路」構想への参加を求めている。この会談の翌年（二〇一五年）に中国国家発展改革委員会、外交部と商務部が共同で発表した構想では、中国沿岸から南シナ海を経由し南太平洋へ通じるルートが、「海のシルクロード」として、その重点に位置づけられている。

二〇一七年十月に開催された中国共産党第十九回全国代表大会において、「二帯一路」構想が中国共産党規約に明記され、二帯一路を推し進めることが中国の国是となり、失敗することが許されない推進体制をとることとなった。

アジアからヨーロッパまで、中国を中心として、ユーラシア大陸を一体化する大経済圏を構成するためには、太平洋において広大な管轄海域を有する太平洋島嶼国の協力を得ることが重要と認識したのである。しかし、PIFは、一体化して域外国との交渉を望むが、PIF参加国の中には、台湾との外交関係を持つ国が存在するため、PIFの

枠組みで安全保障に関する協力の協議を進めることは難しい。そこで、各国と個別に対応する道を選択したようだ。

二〇二二年末時点において、中華民国（台湾）を国家として承認し外国関係を持つ国連加盟国は十三か国であるが、その内、マーシャル諸島、ナウル、パラオ、ツバルの四か国は、PIF参加国である。キリバスは、二〇一九年に台湾と断交し中国と国交を樹立し、中国寄りの外交を展開するようになった。さらに、二〇二二年七月には、キリバスはPIFを脱退することを表明している。この表明の背景には、中国によるPIFの取り崩しの思惑があると憶測されている。中国のキリバスの懐柔には、象徴的なエピソードがある。台湾政府関係者によると「キリバスは台湾の民間航空機を購入したいとの希望を持ち、その費用を台湾に贈与を求めた。しかし、台湾側は、民間ローンを提案した。時期を合わせるように中国は、複数の航空機や船舶の贈与を約束した」という。中国の習近平政権は、「金銭や政治的圧力で、台湾の国際社会での立場を抑圧している」と、台湾の蔡英文総統は非難している。

中国の太平洋島嶼国への経済支援は、急速に拡大している。二〇〇五年には島嶼国の合計で四〇〇万ドル程

度であったが、二〇〇六年から二〇一五年の十年間で、一七億八〇〇万ドルにまで膨らんでいる。中国からインフラ向けローンの支援を受けた国々は、債務放棄を期待しながら、中国と深く関わった経済政策をとるようになる。

中国の懐柔の重点目標になったのは、島嶼国の中で人口の多く（約五十万人）、ニッケル等の鉱物資源や木材を有するソロモン諸島である。二〇一九年六月に経済協力視察団を派遣し、同年九月に外交関係を樹立した。さらに、二〇二二年四月、ソロモン諸島は、中国との間で安全保障協定を結んだ。この安全保障協定では、ソロモン諸島の治安維持のため中国軍が駐留することが可能とされている。この直後の二〇二二年五月、中国の王毅外相は、ソロモン諸島、キリバス、サモア、フィジー、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、東チモールの八か国を訪問している。経済的支援とともに、軍および警察機構等の安全保障協力の準備を進めていると考えられる。既にトンガ、フィジー、パプアニューギニア等は、中国との間で安全保障に関する協定を結んでいる。

太平洋島嶼国の安全保障体制は脆弱である。太平洋島嶼国において自国の軍隊を持つのは、パプアニューギニア（約

四千九百名)、フィジー(約三千五百名)、トンガ(約五百人)の三方国のみであり、いずれも小規模の軍事機関だ。パラオ、ミクロネシア、マーシャル諸島の三方国は、米国との自由連合盟約により、米国が国防及び安全保障に関する責任を負うことになっている。自由連合盟約とは、米国が前記三方国と結んでいる盟約であり、国家としての独立を承認し、経済援助を与えるが、軍事、外交等に関する安全保障は、米国が統括するというものである。

クック諸島、ニウエは、ニュージーランドと自由連合を結び、ニュージーランドが国防を担っている。サモアは、ニュージーランドとの間で、有事の際にはニュージーランドが支援する条約を結んでいる。

3. 中国の太平洋島嶼国進出

3-1. 中国の太平洋島嶼国戦略

中国の安全保障にとって太平洋島嶼国は、以下の三つの点において持つ重要な意味を持つ。

一点目は、中国を進める「一带一路」構想における「海のシルクロード」としての重要な海域である。

二点目は、中国の支配海域とする「海洋領土」の境界線として目指す「第二列島線」に位置する。

三点目は、日・米・豪・印が進める「インド・パシフィック戦略」を寸断する拠点となり得る。

この三点は、習近平政権の目指す「中国の夢」を実現するために重要な意味を持つ。二〇一二年、習近平は、中国共産党中央委員会総書記に選出された後、「中華民族の偉大なる復興」を実現することが中華民族の期待であると発言している。また、二〇一三年に国家主席に選出された後、社会主義現代化国家の完成という目標の達成、中華民族の偉大な復興という夢の実現は、国家の富強、民族の復興、人民の幸せを実現させるものであると述べている。また、二〇二一年、辛亥革命百十周年記念大会では、「社会主義現代化国家の全面的建設」をうたい歴史の主導権を把握すると述べた。習近平率いる中華人民共和国の目標は、現代世界の主導権を掌握し、世界史に名を遺す存在となることであると解釈できる。まずは、経済的な影響力を保持するために、「一带一路」構想の具現化が必要となる。並行し、米国に対抗し得る軍事力を持ち、陸路、海路ともに主導権を握ることを目指している。

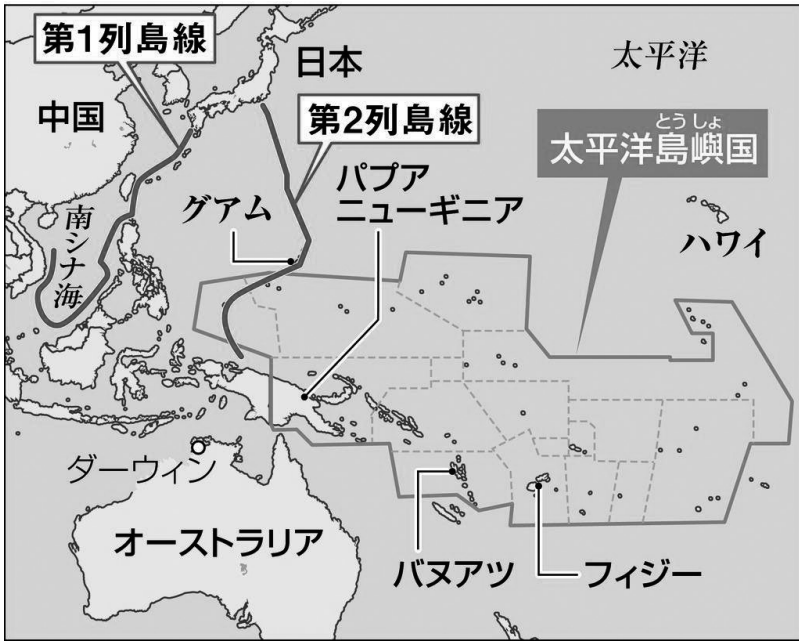


図1. 第一列島線・第二列島線と太平洋島嶼国 産経新聞社作成

3-2. 第一列島線、第二列島線構想による軍事的拡大

一九八二年、鄧小平の指導の下、中国人民解放軍海軍司令員である劉華清が作成した中国人民解放軍近代化計画では、米国との軍事上の境界線の目標として、「第一列島線」、「第二列島線」が提唱された。第一列島線は、日本の南西諸島から台湾フィリピンを経て南シナ海を包み込む線であり、東シナ海、南シナ海を掌中に収めることを目指す。二〇一〇年を完成目標年次にしてきた。第二列島線は、伊豆諸島、小笠原諸島から Guam、サイパン、パプアニューギニアに至る線で、東シナ海および南シナ海のみならず、東アジアの海域をほぼ域内に入れ、二〇二〇年を完成目標年次としていた。中国当局は、第二列島線が完成することにより、アジア海域において米国と軍事的な均衡が取ることができると想定していた。しかし、第一列島線、第二列島線ともに、未だ実現に至っていない。

また、二〇〇五年中国海軍は、鄭和の南海大遠征六百年を記念して、五百カイリ制海圏構想を発表している。中国は、島々に拠点を置き、その拠点を連続して行くことにより、海域を軍事力で囲い込むようにして制海権を確保し、自国の権益の拡大を目指している。

米国は、中国の海洋における軍事膨張を阻止するために、南シナ海において「航行の自由作戦」(FONOP・Freedom of Navigation Operation)を実施し、アジアにおける自由貿易の確保と安定を守るために米軍が行動できるエリアを確保することに努めている。

3-3. 中国の非軍事的戦略

中国による太平洋島嶼国への開発援助は、急速に拡大している。二〇〇九年の太平洋島嶼国向け政府開発援助(ODA)は、一位がオーストラリアで約七億ドル、二位は米国で二億一五〇〇万ドル、三位は日本の一億二九〇〇万ドルであった。当時、中国は六三〇〇万ドルと日本の半分ほどの規模で行われているに過ぎなかった。しかし、二〇一二年には、一億二六〇〇万ドルに倍増している。この三年間、中国は、尖閣諸島への侵入を加速し、日本に対し実力行使を伴う圧力をかけていた。二〇一〇年には、漁船による海上保安庁巡視船への体当たり事件、二〇一二年には尖閣諸島・魚釣島に活動家が侵入する事件が起きた。日本への実力行使と時を合わせるように、太平洋島嶼国に対し援助外交を始めていた。さらに、二〇一六年には、

二億八七〇〇万ドルの支援を打ち出し、オーストラリアに次いで二番目の支援国となった。大規模なインフラ投資、低金利による融資を使い、支援国の財政・経済を支配することが中国の常とう手段である。二〇一七年、スリランカは、中国からの借りたハンバンタ港の開発費の返済が滞った。そのため、ハンバンタ港は、九十九年間にわたり中国国有企業にリースされることになった。「債務の罠」と言われるもので、中国はスリランカの港を乗っ取った形になっている。同様なことが、太平洋島嶼国においても起こらないように、国際的な監視が必要である。

中国は、貿易においても旧宗主国を抑え、活発に動いている。外交関係を持つ国々とは、密接な経済交流が行われている。特に鉱物資源、エネルギー資源が期待できるパプアニューギニアやフィジーに対し、積極的な戦略を打ち立てている。また、ソロモン諸島の貿易は、中国依存に傾倒する傾向にあることは注意を要するだろう。

中国は、まず中国に起源をもつ人々を現地に派遣し、貿易、支援体制を確立し、経済的、制度的に中国との親密な関係を作った上で、安全保障や政治的な影響力を増大させる戦略を取ることが多い。その活動は、知識層のみならず、

技術者、労働者に至るまで、幅広く行われている。

4. 米国の太平洋島嶼国支援

4-1. 自然災害への対応

二〇二二年一月十五日に、トンガ近海海底にあるフンガ・トンガⅡフンガ・ハアパイ火山が大規模な噴火を起こし、トンガを始めとした南太平洋島嶼国に脅威を与えた。この噴火の規模は大きく、トンガでは、最大二十mの潮位変動があり、太平洋津波警報センターはトンガの津波を八十cmとした。首都ヌアクロファのあるトンガタブ島にも津波が押し寄せ、都市部に海水が流入した。また、火山灰が降り、飲料水の汚染をもたらすなどの被害が出ている。この災害に対し、米国は、海軍の駆逐艦「サンブソン」を派遣し、救援活動にあたった。フランス、オーストラリア、ニュージーランド、英国、日本などの国も災害支援活動に参加した。中国も飲料水と食料を供給している。

太平洋島嶼国は海洋観測機能が弱く、先進国の知見及び技術の支援を求めている。津波予測や低気圧による海面上昇などの予測は、国民生活の安全各所のため必要不可欠で

ある。さらに島嶼国における海面上昇の問題は、国土を失う可能性が高く切実な問題となっている。ツバルは、常に水没の危機に怯えている。同国は、九つの環礁からなり、総面積二五・九km²の国土に、約一万二千人が暮らす。首都フンフティの海拔の平均は二mで、最高地点でも海拔四・六mと低い。フナフティには、国民の約六割が居住している。ツバルでは、二月、三月頃の大潮の日には海面上昇により市街地が浸水することがあり、また、サイクロン等に襲われた時は、甚大な被害を受ける。二〇一五年に発生したサイクロンでは、人口の四割ほどの約四千六百人以上が被災している。生活用水の多くを雨水に依存するため、海水の混入により飲料水にも支障をきたした。自然災害の予測、災害対策は、国家にとって最大の課題であり、日本の高度な海洋、海底調査技術による情報収集及び情報提供、自然災害対策への協力は、最も望まれるところである。

4-2. 米国・太平洋島嶼国会議の開催

近年、米国は、トランプ前大統領のアメリカ・ファーストの政策の影響もあり、太平洋島嶼国への対応に積極性に取り組むことは少なかった。そのためか、キリバス、ソロ

モン諸島など、島嶼国に対し中国が付け入る隙を与えてしまった感がある。しかし、中国の海洋侵出、台湾侵攻がエスカレートする中で、米国の太平洋島嶼国への対応も変化している。また、中国の「二帯一路」構想をけん制し、「自由で開かれたインド太平洋」を实践する島嶼国政策を実施するようになった。

米国は、二〇二二年九月二十八日、二十九日の二日間、ワシントンにおいて米国・太平洋島嶼国首脳会合を開催した。参加した太平洋島嶼国は、ソロモン諸島、ミクロネシア連邦、キリバス、パプアニューギニア、バヌアツ、サモア、トンガ、フィジー、マーシャル諸島、ナウル、パラオ、ツバルの十二カ国である。

この会合にあたり、米国のバイデン大統領は、米国の太平洋パートナーシップ戦略を発表した。その内容は、以下のとおりである。ⁱⁱⁱ

- (1) ソロモン諸島に大使館を設置する。キリバス、トンガにおいても大使館の設置に向けて交渉する。
- (2) 島嶼国と ASEAN（東南アジア諸国連合）、Quad も連携を支援する。
- (3) 日英豪、ニュージーランドとの枠組み（パートナーズ・

イン・ザ・ブルー・パシフィック）などを通じ、災害への対応能力の強化を支援する。

- (4) 違法漁業対策や海洋安全保障に向けた MDA（海洋状況把握）能力の強化を支援する。

- (5) 日本や豪州などと協力し、島嶼国における新型コロナウイルス対策を講じ、次のパンデミックに備える。

「米国の繁栄と安全は、太平洋地域が自由で開放的であることにかかっている」と宣言し、中国が島嶼国への影響力を強化していることを踏まえ、「（中国は）地域の、ひいては米国の平和、繁栄、安全保障を弱体化させる危険性がある」と指摘している。これは、中国のソロモン諸島およびキリバスへの急速な接近に対応する戦略の意味も持つ。

米国・太平洋島嶼国会合においては、これらの戦略に合わせ、八億一〇〇万ドル（約一一七億円）の援助を表明している。会合終了後、「民主主義が繁栄できる」地域に向けたビジョンを共有することを中心に据えた共同宣言を発表した。会合前、この共同宣言には、対中関係の悪化を懸念して署名しないと意向を示していたソロモン諸島も、共同宣言では直接的に中国に言及しないことにより宣

言を支持することに変更した。米国は、共同宣言の発表により体面を保つことができたが、反面、太平洋島嶼国が中国を配慮しなければならない状況にあることを再認識することとなった。

5. 太平洋島嶼国に対する日本の協力

日本にとって太平洋島嶼国は特別な国家群と言える。その多くの島々は、第二次世界大戦時まで日本の管轄下に置かれ、日本の協力により社会基盤が形成されていた。終戦後、連合国の統治下に置かれた後、独立した国々が多い。また、親日の国が多く、安定した外交関係を持つ国が多い。

5-1. 太平洋・島サミット (PALM)

日本は、一九九七年以来、島嶼国への支援及び関係強化のため「太平洋・島サミット」を開催している。^{iv}二〇二一年七月には、新型コロナウイルス対策のためテレビ会議方式により、第九回太平洋・島サミットを日本の菅義偉総理大臣（当時）とツバルのナタノ首相の共同議長により開催した。参加国は、日本、島嶼国十四（ツバル、クック諸

島、フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ）及びオーストラリア、ニュージラランドとニューカレドニアと仏領ポリネシアの二地域であった。

この会議においては、「自由で開かれたインド太平洋」構想に基づき、日本とPIF島嶼国との間の協力を更に強化する「太平洋のキズナ政策」が日本から提示され、参加国首脳が歓迎したことが確認されている。

具体的な施策としては、

(1) 新型コロナウイルスへの対応

・ 島嶼国に対し、合計三百万回分のワクチンを供与することを表明

(2) 法の支配に基づく持続可能な海洋

・ 法の支配に基づく自由で、開かれた、持続可能な海洋秩序の重要性、海洋及び海洋資源の持続可能な管理、利用及び保全に対する合意

(3) 気候変動・防災

・ カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、温室効果ガス排出の削減等に向けた挑戦の継続

(4) 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化

・ デジタル及び物理的な連結性を含む質の高いインフラ
開発、貿易・投資及び観光の促進、地場産業の育成並びに財政の強靱化における協力

(5) 人的交流・人材育成

大きく分けて、以上の五点が日本からPIF島嶼国への包括的な協立案の提示として行われた。

特に注意を引くのは、(2)である。この文面における「法の支配」の法とは、「海洋法に関する国際連合条約」(国連海洋法条約・UNCLOS)を主な対象としている。PIF島嶼国にとって海洋秩序の維持は極めて重要な問題である。PIF島嶼国が個々に持つ防衛力は未だ脆弱であり、大國に対抗できるものではない。通常国際法とされる国際条約が機能しなければ、国家、国民生活の安全は守られないのである。第九回太平洋・島サミットでの合意事項は、南シナ海において法の支配が及ばず、不当な海洋支配が行われ、海洋秩序が乱れている現状を踏まえて支持されたものである。中国による南シナ海における九段線による海域支配、人工島の建設が念頭にある。フィリピンが、南シナ海における中国の海洋支配策に不当性を常設仲裁裁判所に

提訴し、二〇一六年に中国の不当性を認定する裁定が出たことに對し、中国が裁定の受け入れを拒否したことを危惧しているのである。二〇一六年に発せられた仲裁裁判所の裁定に對し、中国が意を唱え従っていないことは、大國の我執に對しては、国際法、国際機関は機能しないことになる。日本は、PIF島嶼国とともに海洋秩序を脅かす行為に對し協力して対処することを提案し、合意を得たのである。

PIFのメンバーでもあるオーストラリアと日本が協力し、米國とインドと連携したクワッドの枠組みも活用し、太平洋島嶼国周辺海域およびアジア海域の安全保障施策を実施することは、島嶼国の安定、そして発展に寄与することになる。

また、(3)気候変動・防災に関する日本の支援は、島嶼国にとって最も期待する分野であろう。

5-2. 貿易を通じた支援

太平洋島嶼国の多くは、国土も狭く、人口も少ないことから経済の規模も小さく、貿易も限られたものになっている。

パプアニューギニアのように地下資源を持つ国以外は、現実的に貿易によって利潤を追求することは難しい。むしろ、貿易を通じて太平洋島嶼国の産業を育成し、援助に依存することのない健全な経済社会を定着させることが目的となる。規模は小さいが、島嶼国の人々の生活を支えることができる貿易商品の開発を支援することも重要である。国家レベルというよりは、日本の中堅企業の進出が望まれる。

マーシャル諸島*の貿易高が、他の島嶼国より格段に多いのは、同国が便宜置籍船を持つ世界第三位の商船保有国であるからだ。世界の船会社は、税金や制度的簡易性に優位性を持つ理由から、船籍を置く便宜置籍船を多く持つ。そのため、主要造船国である韓国、中国、日本から、船舶や船用品を輸入するため、貿易量が多くなっている。しかし、実態としては、同国の経済社会を育成することにつながることは少ない。

5-3. 漁業を通じた支援

太平洋島嶼国を、中国による「債務の罠」から守るためにも、日本と島嶼国の経済関係を強化する必要がある。そ

表2. 主要国の太平洋島嶼国・地域との貿易額（2017年）

（単位：百万米ドル）

	中国	韓国	豪州	日本	フランス	米国	台湾	ニュージ ーランド
パラオ	18	10	2	50	0	20	22	1
ミクロネシア	38	52	3	34	1	46	31	3
マーシャル諸島*	3,103	6,894	3	1,337	4	610	131	4
ナウル	1	5	38	7	0	2	0	4
キリバス	17	15	19	22	0	9	3	12
パプアニューギニア	2,839	237	3,888	2,617	73	227	923	140
ソロモン諸島	657	31	101	21	1	13	20	33
バヌアツ	81	16	59	101	8	13	3	33
フィジー	386	217	460	115	13	288	57	394
ツバル	18	5	3	21	0	1	0	3
トンガ	29	4	13	9	3	20	5	52
サモア	66	32	39	14	3	43	2	83
ニウエ	0	0	0	8	0	0	0	13
クック諸島	13	2	7	21	2	9	0	82
仏領ポリネシア	65	118	41	113	669	169	8	126
ニューカレドニア	866	379	326	199	902	124	149	103
合計	8,197	8,017	5,002	4,689	1,679	1,594	1,354	1,086

藤森浩樹氏資料より作成

のためには、小規模であっても、農産品あるいは水産品および、加工品の貿易取引を通じ、経済を活性化し、さらに、六次産業を育成する支援を行うことが有効であろう。

太平洋島嶼国は、広大な領海及び排他的経済水域を持つ。この海域では、多くのカツオやマグロなどの回遊魚が通過し、優良な漁場となっている。近年、世界のマグロ類漁獲量の半分以上は、中西部太平洋地域で捕獲されている。この海域にあるパラオ、ミクロネシア、マーシャル諸島、ブアニューギニア、キリバス、ナウル、ツバル、ソロモン諸島の八カ国は、PNA協定を結び、この海域に入り漁業を行う巻き網船に対し、入漁料に相当する金額を徴収するVDS制度を適用している。この海域に出漁している国は、日本をはじめ、米国、中国、韓国、台湾などで、フィリピン、インドネシア海域も含め、二〇一九年には、約三百万トン、約六千四百億円相当の漁獲があったと推定されている。ⁱⁱⁱ

しかし、これらの魚類は、太平洋島嶼国に水揚げされることは極めて少なく、東南アジア諸国か日本へ持ち込まれる。現在、水産品の加工を産業にできる島嶼国は、十分な国土と水資源を持つパラオ、ブアニューギニア、フィジー、ソロモン諸島ぐらいである。

二〇一六年、パラオは、マグロ延縄漁船とカツオ釣り漁船にVDS制度を導入し、日本の漁船団に影響を与えた。日本としては、太平洋の漁場を保護し漁獲資源を守りつつ、適正な漁業を実施するために、さらに漁業制度に対する支援のみならず、養殖漁業を中核とした漁業振興策の支援を行う必要がある。

水産業に関係した経済支援は、太平洋島嶼国の発展において重要であり、日本と太平洋島嶼国の良好な関係を維持するために有効である。その延長線上には、海洋環境保全に対する技術協力がある。また、日本の漁船団に対して、この海域における法と秩序を守った漁業を指導して行くことが不可欠である。

5-4. 太平洋島嶼国の海上保安体制への協力

太平洋島嶼国に対する海上保安体制の支援は、日本財団を中心に進められてきた。日本財団は、二〇一五年より、日本、米国、豪州の政府、笹川平和財団、日本海難防止協会とともに、パラオ、ミクロネシア、マーシャル諸島のミクロネシア三国に対し、海上保安機能の強化のための支援を行ってきた。そして、この海域の航行安全守り不法漁業

の取り締まり等を行うために、パラオ政府に対して新造の四十m級巡視船とその係留施設、パラオ海上法令執行部の新庁舎の建設を支援した。二〇一八年二月、この巡視船が完成しパラオ政府に引き渡されている。この船は「KEDAM」と名付けられている。さらに、二〇一八年以来、海上保安庁は、日本財団の支援を受け、パラオ共和国の海上保安機関に対し、「海上保安アドバイザー」を派遣するとともに、二〇一九年には、外国海上保安機関に対する海上保安能力向上支援の専門部門「海上保安庁モバイルコーポレーションチーム」(MCT)をパラオ共和国に派遣して同国の海上保安当局職員の能力向上を支援している。二〇二二年五月、再びパラオに対しMCTを派遣した。また、同年六月から七月にかけて、パラオに寄贈した巡視船KEDAMが定期修理のため鹿児島県の来航した機会を用いて、同船の乗組員十三名に対し、海上保安庁の訓練視察や新型コロナウイルス感染症患者搬送対応の研修を行った。これらの支援活動は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の一貫である。

また、同年二月には、PALM9のフォローアッププロジェクトとして、太平洋島嶼国若手行政官十一名(クック

諸島、サモア、ソロモン諸島、ツバル、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦から各一名)を招聘し、オンラインプログラムを実施した。このプログラムでは、日本による開発協力や防衛協力、海上法執行能力支援の説明が行われた。

これらの支援活動は、いずれも大規模なものではないが、各国に日本型の海上保安制度を定着させることになり、法と秩序による西太平洋海域の安全確保に貢献すると考えられる。同様な前例として海賊対策における国際協力があり、日本が中心となりアジア地域の海上保安体制の協力関係が築かれ、「海賊対策地域協力協定」の締結にまで結び付けた実績がある。日本が中心となり、太平洋島嶼国が協力した海上保安体制を組むことができれば、中国の圧力に動かない「自由で開かれたインド太平洋」を実現し、アジア地域の平和を維持することに結びつくことになる。

5-5. 太平洋島嶼国への防衛協力

日本の現行憲法下での太平洋島嶼国への防衛協力には、厳しい制限が課せられているが、他島嶼国は太平洋海域の安全保障において、日本の役割に期待する声はPLAM9

の際にも多く聞こえている。その要望に呼応し、二〇二一年九月、岸信夫防衛大臣のもと、日本・太平洋島嶼国国防大臣会合（JPIID）^{ix}が、テレビ会議形式で開催された。太平洋島嶼国の中で軍隊を持つフィジー、パプアニューギニア、トンガからは、国防を担当する大臣が参加し、オーストラリア、カナダ、クック諸島、フランス、ミクロネシア連邦、キリバス共和国、マーシャル諸島、ナウル共和国、ニュージーランド、ニウエ、パラオ共和国、ソロモン諸島、ツバル、英国、米国、バヌアツから代表者が参加した。この会議の中心には、「自由で開かれたインド太平洋」の発想が根幹にあり、海洋安全保障、新型コロナウイルス対策、気候変動と人道支援、災害救助などについて意見交換が行われ、共同声明が採択された。この共同声明の中で、日本は、「太平洋のキズナ政策」と銘打ち、自衛隊の艦隊や航空機による訪問、海洋安全保障分野や災害救援をはじめとする分野での人材育成などで協力することで、防衛当局間の協力体制を構築して行くことを表明し、参加国に歓迎された。また、航行及び上空飛行の自由並びに国際法、特に国連海洋法条約に従った紛争の平和的解決の重要性を強調すること、国際法を無視して南シナ海支配を進める中国をけん制

するとともに、ロシアの戦略に対する警戒を感じさせている。さらに、当該海域の切実な問題である違法・無報告・無規制漁業への対策や海上法執行の強化を進める必要を強調し、海洋安全保障分野での日本の協力の意思を示した。

6. 終わりに

自由で開かれたインド太平洋の構想の下で、アジアの安定と平和を模索する上で、太平洋島嶼国の安定は、極めて重要である。今まで、当該海域の安全保障は、豪州とニュージーランドに頼るところが大きかった。しかし、中国の海洋進出が進む中で、広大な当該海域の安全、安定に限りが見え始めている。日本は、Quadの枠組みの中で、豪州との関係を更に強化している。豪州からは、日本の使う液化天然ガスの四割近くを提供され、鉄鉱石や食料の供給も含め、極めて重要な国になっている。豪州と日本を結ぶ航路の中に、太平洋島嶼国海域も含まれる。太平洋島嶼国の安定は、日本人の生活に密接なかわりを持つのだ。

太平洋島嶼国は、気候変動による海水面の上昇により、主権国家の要件である「領土」を失う危険性も出ている。

島嶼国が国家として基盤を維持し、自由主義の社会を維持するために、海洋国家日本は、知見、技術を惜しみなく提供し協力すべきである。また、国際連合の中において、十四カ国が一体となり得る太平洋島嶼国の位置づけは極めて重要である。日本の目指す国連改革には、島嶼国の同調、協力が不可欠である。その意味でも、日本の島嶼国の安全保障や環境保全等への協力は、国際社会の安定に寄与することにつながる。

日本は海洋国家として、太平洋島嶼国と同じ視点に立ち、島嶼国に対する多角的な支援体制を考える必要がある。広大な海域を持つ太平洋島嶼国は、日本の生命線でもあるのだ。

- i Quadrilateral Security Dialogue
- ii 外務省ホームページ「太平洋諸島フォーラム」(PIF: Pacific Islands Forum) 概要
- iii 二〇二二年九月二十九日 REUTERS 配信
- iv 外務省ホームページ「第九回太平洋・島サミット (PALM9) 結果概要
- v Party to the Nauru Agreement 略
- vi Vessel Day Scheme 略

- vii 山下東子、「家事と外交尾が併存する太平洋島嶼国の漁業」(海洋政策研究所 Ocean Newsletter)、二〇二一年九月二十日
- viii 令和四年五月十二日、海上保安庁プレスリリース
- ix 令和三年九月二日、防衛省プレスリリース

参考文献

- 黒崎岳大「太平洋環境共同体に向けて、日本の大洋州島嶼国外交の経緯と課題」グローバル化のオセアニア アジア経済研究所 (二〇一〇)
- 外務省「自由で開かれたインド太平洋に向けて」(二〇一九)
- 吉川尚徳 太平洋島嶼国と「一帯一路」構想―国際秩序の改革を意識する中国―海幹校戦略研究第10巻第一号、(二〇二〇)
- The White House, *Pacific Partnership Strategy of The United States* (2022)
- 外務省大洋州課 第九回太平洋・島サミット (PALM9) 首脳宣言 (骨子) (二〇二二)
- 日本海難防止協会 パラオ共和国供与の巡視船「KEDAM」出港、「海へ安全」(二〇一七)
- 塩澤英之「新しいステージに向かう日本と太平洋島嶼国」国際情報ネットワーク分析 笹川平和財団 (二〇一八)
- 藤森浩樹「太平洋島嶼国への中国の影響力拡大と今後」亜細亜大学アジア研究所 (二〇二〇)
- 寺島宏士「海洋ガバナンス」西日本出版 (二〇二〇)